

商工観光課からのお知らせ

【問い合わせ】 商工観光課商工振興係 ☎87-0696

第2弾 白鷹町原油価格等高騰対応支援 給付金

町内事業者の
みなさまへ

～第1弾の給付を受けていない場合は、原則として最大10ヵ月分（6万円以上）が給付されます～
（第1弾の給付を受けている場合は、原則として第1弾（5ヵ月分）と同額が給付されます）

原油価格の高止まりや、電気料金のさらなる高騰を受け、多くの事業所に共通する経費である“電気料金等”の下半期分の費用について、給付金を支給します。

●**対象者** 以下の①～④を満たす 全ての事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 町内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ② 令和5年1月1日現在で事業を営んでおり、申請後、継続して事業を営む意思があること。
- ③ 「白鷹町運送事業者等支援給付金」等の町支援金を受けていない（受ける予定がない）こと。
- ④ 町税の滞納がないこと。

ただし、上記①～④を満たしても以下の事業者は給付対象外となります。

- 農林水産業による収入を主とする個人事業主 ●銀行業等 ●郵便局 ●政治団体 ●宗教団体
- 性風俗産業 ●その他公序良俗に反する事業等を行う事業者

●**給付金額**（第1弾と通算して上限200万円）

支援対象経費※1、2のうち任意のひと月分×20%（ガス料金については10%）×**最大10ヵ月分**※3

▶**上限額** 基準日時点の従業員数により上限額が異なります。

基準日現在の従業員数	10人未満	10人～	25人～	50人～	100人～
上限額	10万円	20万円	50万円	100万円	200万円

※1 支援対象経費は第1弾と同様、令和4年4月から8月まで（新規事業開始者については令和4年9月から令和5年1月まで）の“町内事業所”にかかる電気料金、ガス料金、燃料費（ガソリン、軽油、重油、灯油の合計額）のいずれか1項目とします。

※2 店舗兼自宅の場合など店舗と自宅の請求額の区分ができない場合は、確定申告と同様に按分計算により算定した経費が対象となります。

※3 令和4年4月から令和5年1月までの10ヵ月間のうち、営業月数分を算定します。

●**申請方法**

申請方法：郵送または持参により白鷹町役場商工観光課まで提出ください。

申請期限：3月22日（水）【必着】

※申請必要書類などの詳細は町ホームページをご覧ください。か上記までお問合せください。

※第1弾給付金受給者には3月上旬に町から案内を郵送しておりますのでご確認ください。



令和5年度移動販売支援事業にかかる事業者募集について

商店の減少や高齢等により、日常生活に必要な食料品等の購入が困難な高齢者等を支援するため、移動販売を行う事業者に対し経費の補助を行います。

【補助対象事業・対象経費・補助金額】

●**車輛購入等補助事業**

①対象経費：移動販売車の車輛購入費用、移動販売車への改造費用

②補助金額：対象経費の3分の2、補助上限200万円

●**運営費補助事業**

①対象経費：移動販売車の維持管理費、燃料費、人件費

②補助金額：対象経費の3分の2、補助上限40万円

【募集期間】

令和5年4月14日（金）まで

【その他】

補助条件等詳細については、町ホームページをご覧ください。

令和5年度予算が確保できない場合は、事業中止とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

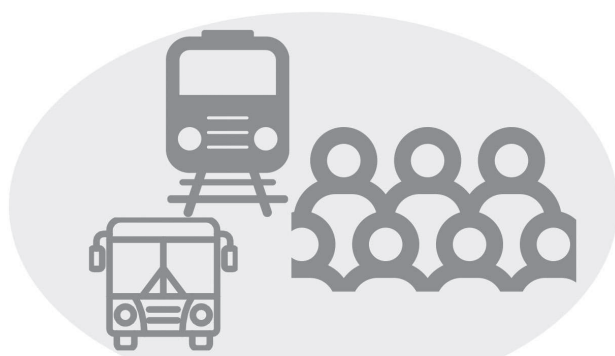
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります